

質問・回答書

令和8年9月11日

件 名 門真市老人福祉センター・門真市高齢者ふれあいセンター・門真市地域高齢者交流サロン指定管理者募集

	質 問	回 答
1	申請書類の電子データ（PDF等）の提出にあたっては、申請書類提出時にCD-R等の記憶媒体も一緒に提出するのではなく、申請書類を貴市へ提出するとともに電子データ（PDF等）を貴市へメール送信すればよろしいでしょうか。	申請書類を提出するとともに電子データ（PDF等）をメールにて提出してください。。
2	「⑦就業規則及び給与規定等の写し」について職員の労働条件に関する書類ウ・エについては、個人情報保護のため氏名を伏せての提出でもよろしいでしょうか。	氏名を伏せて提出いただいて問題ありません。
3	「ア 業務従事予定者の給与額が具体的にわかる給与規定またはかわるもの写し」とありますが給与規定に具体的な給与額の記載がない場合は、どのような書類を提出すればよいのでしょうか。ご教示ください。	給与規定に加え、給与額が具体的にわかる書類を提出してください。
4	「大型モニター（HDMI接続）を本市で準備します。」との記載がありますが、プレゼンテーション時のパソコン等機材の使用は必須でしょうか。機材を使用せず、提出した書類をもとに、口頭にてプレゼンテーションを行うことも可能でしょうか。ご教示ください。	プレゼンテーションの際のパソコン等機材の使用は必須ではありません。提出した書類をもとに、口頭にてプレゼンテーションを行うことも可能です。ただし、当日の追加資料の配布は認めません。
5	修繕料に不用額が生じた場合は、返還する必要がありますか。また、年間50万円は税抜額でしょうか、税込額でしょうか。ご教示ください。	修繕箇所が多数あるため、不用額が発生することは見込んでおりません。もし、不用額が発生した場合は、市と協議の上、物品の購入等の他の用途で執行するものとします。年間50万円は税抜額となります。
6	現契約から仕様の増減はありますか？あれば変更点をご教示ください。	業務仕様書をご確認ください。
7	修繕費の執行にあたっては、1件当たりの修繕費の多寡にかかわらず、あくまで年間の修繕費執行合計額が50万円までは指定管理者が予算執行し、50万円を超えて修繕する必要がある場合は貴市が予算執行するという理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	年間の修繕費執行合計額が税抜50万円までは指定管理者が予算執行を行い、50万円を超えて修繕の必要が生じた場合は必要性を協議の上、市の予算で執行します。
8	市指定事業の実施にあたって、参加費や材料費として実費相当額を徴収することは可能でしょうか。ご教示ください。	市指定事業の実施にあたって、参加費や材料費を徴収することはできません。指定管理者が自ら企画実施する自主事業については、参加料等を徴収できます。